

## 令和3年度高島市一般廃棄物処理実施計画

### 1. 計画の目的

一般廃棄物の適正な処理体制の確保を基本として令和3年度における実施計画を定める。

### 2. 計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3. 計画の区域

高島市全域

### 4. 分別区分

区 分		種 類	
燃やせるごみ		プラスチック、発泡スチロール、アルミホイル、生ごみ、衛生用品、布、革、ゴム、紙くず等	
燃えないごみ	A類	陶磁器類（茶わん、皿、花びん等）、ガラス類（コップ、窓ガラス等）、電球等	
	B類	小型金属類（スプレー缶、フライパン、はさみ等）、小型電気製品類（アイロン、ゲーム機、電気コード等）、傘、大きいサイズのカン（菓子用等）	
資源ごみ	飲食用カン		ビール缶、ジュース缶、缶詰等
	飲食用ビン・化粧品ビン・服用する薬のビン	無色透明	ジュースびん、調味料のびん、化粧品びん、服用する薬びん、ウイスキーびん
		茶色	
		その他色	
	ペットボトル		ペットボトル識別マークが付いているもの
	その他プラスチック		プラスチックボトル
	古紙類	新聞	新聞紙（折り込み広告含む）
ダンボール		ダンボール	
飲用紙パック		牛乳パック等（内側が白いもの）	

	その他古紙	雑誌、書籍、コピー用紙、包装紙他
	シュレッダー紙	コピー用紙等の細かく裁断されたもの
	古着	衣服として再使用できるもの
廃食用油		植物性の食用油
有害ごみ		蛍光灯、乾電池
粗大ごみ		布団、たたみ、机、タンス、自転車、ファンヒーター、掃除機等
草木類		

#### 5. 一般廃棄物の発生見込み量

項目	発生見込量
可燃ごみ	11,967 t
不燃ごみA類	730 t
不燃ごみB類	193 t
資源ごみ	1,004 t
有害ごみ	29 t
粗大ごみ	875 t
草木類	4,272 t
し尿	1,632 kl
浄化槽汚泥	4,409 kl

#### 6. 処理主体

区分		収集運搬	処分	
燃やせるごみ		委託	委託	
燃えないごみ	A類	委託	直営・委託	
	B類	委託	直営	
資源ごみ	飲食用カン		委託	直営
	飲食用ビン 化粧品ビン 服用する薬の ビン	無色透明	委託	直営
		茶色		
		その他色		
	ペットボトル		委託	直営
	その他プラスチック		委託	直営
	古紙類	新聞	委託	売却

	ダンボール	委託	売却
	飲用紙パック	委託	売却
	その他古紙	委託	売却
	シュレッダー紙	委託	売却
	古着	委託	売却
廃食油		委託	委託
有害ごみ（乾電池・蛍光灯）		委託	委託
粗大ごみ		排出者 委託	直営
草木類		排出者 許可業者	許可業者
し尿		委託	直営
浄化槽汚泥		許可業者	直営

※事業系可燃ごみ等一部、許可業者での収集運搬あり

## 7. 処理計画

### (1) ごみ処理実施計画

#### I. 主要施策

- ① 厨芥類（生ごみ）の水切りの励行
- ② 生ごみ処理機設置補助制度の継続
- ③ 食品ロス削減のための調査および普及啓発活動の実施
- ④ プラスチック製容器包装類の資源化の推進
- ⑤ 環境学習の実施

#### II. ごみの排出抑制・再資源化計画

- ① ごみの減量化をすすめるため、ごみの分別や生ごみの水切りなどについて啓発を行う環境学習会等の実施を推進する。
- ② マイバックの持参、過剰包装商品や使い捨て商品を買わない、簡易包装商品や再生品の購入等を推進する。
- ③ 家庭用生ごみ処理機等購入補助制度により家庭から排出される生ごみの減量化を図るとともに、事業所用生ごみ処理機等購入補助制度により事業所から排出される生ごみの減量化を促進する。
- ④ プラスチックボトルの分別回収に取り組む区・自治会の拡充を図り資源化を推進する。
- ⑤ ごみ処理経費の削減や資源化を推進するため、自治会等が実施する資源回収活動を勧奨する。

#### III. 収集運搬計画

1) 収集ごみ

ア、家庭系ごみ

(ア)収集ごみ

①燃やせるごみ

収集運搬する廃棄物の量：11,914 t

排出方法：市指定のごみ袋に入れて収集日当日朝8時までに集積所へ排出する。

収集方法：週2回地域ごとに定めた日に収集する。

搬入先：高島市環境センターに搬入後、積替えを行い三重中央開発株式会社で焼却処分する。

②燃えないごみA類

収集運搬する廃棄物の量：142 t

排出方法：収集日当日の朝8時までに、自己所有のコンテナ若しくは、集積所に設置したコンテナに入れて排出する。

収集方法：月1回地域ごとに定めた日に収集する。

搬入先：マキノ、新旭、安曇川、高島、朽木各地域不燃物処理場及び高島市環境センター

③燃えないごみB類

収集運搬する廃棄物の量：193 t

排出方法：収集日当日の朝8時までに、自己所有のコンテナ若しくは、集積所に設置したコンテナに入れて排出する。

収集方法：月1回地域ごとに定めた日に収集する。

搬入先：高島市環境センター

④飲食用カン

収集運搬する廃棄物の量：99 t

排出方法：収集日当日の朝8時までに、自己所有のコンテナ若しくは、集積所に設置したコンテナに入れて排出する。

収集方法：月2回地域ごとに定めた日に収集する。

搬入先：高島市環境センター

⑤飲食用ビン、化粧品ビン、服用する薬のビン

収集運搬する廃棄物の量：339 t

排出方法：収集日当日の朝8時までに、集積所に設置したコンテナに、無色透明、茶色、その他色に分けて排出する。

収集方法：月2回地域ごとに定めた日に収集する。

搬入先：高島市環境センター

⑥ペットボトル

収集運搬する廃棄物の量：71 t

排出方法：収集日当日の朝8時まで、自己所有のコンテナもしくは、集積所に設置したネット袋に入れて排出する。

収集方法：月2回地域ごとに定めた日に収集する。

搬入先：高島市環境センター

#### ⑦プラスチックボトル

収集運搬する廃棄物の量：5 t

排出方法：①収集日当日の朝8時まで、集積所に設置したネット袋に入れて排出する（設置された地区のみ）。

②収集場所（拠点）に常設しているネット袋に入れて排出する（高島地域以外）。

収集方法：月1回定めた日に収集する。

搬入先：高島市環境センター

#### ⑧古紙類

収集運搬する廃棄物の量：407 t

排出方法：種類ごとに十字に縛るか、袋等に入れて散らばらないように拠点回収場所へ排出する。なお、シュレッダー紙は中身が見える袋に入れて排出する。

収集方法：月2回地域ごとに定めた日に収集する。

搬入先：古紙取引業者

#### ⑨古着

収集運搬する廃棄物の量：25 t

排出方法：中身の見える袋に入れて拠点回収場所へ排出する。

収集方法：月2回地域ごとに定めた日に収集する。

搬入先：古紙取引業者

#### ⑩有害ごみ（蛍光灯・乾電池）

収集運搬する廃棄物の量：29 t

排出方法：収集日当日の朝8時まで集積所に設置したコンテナに排出する（マキノ、高島地域）。

拠点回収場所にあるコンテナに排出する（その他の地域）。

収集方法：月2回地域ごとに定めた日に収集する（マキノ、高島地域）。

随時に収集する（その他の地域）。

搬入先：高島市環境センターで一時保管後、野村興産イトムカ鉱業所で処分する。

#### ⑪廃食油

収集運搬する廃棄物の量：15,556 l

排出方法：地域で定められた回収場所のポリタンクへ排出する。

収集方法：地域ごとに定めた日に収集する（マキノ、高島、新旭地域）。

決められた頻度で収集する（その他の地域）。

搬入先：委託業者

#### (イ)直接搬入ごみ

- ①燃やせるごみ、燃えないごみB類、飲食用カン、飲食用ビン、ペットボトル、プラボトル、古紙、古着、有害ごみ、粗大ごみ

搬入方法：高島市環境センターへ搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

- ②燃えないごみA類

搬入方法：朽木地域は朽木不燃物処理場へ搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

- ③草木

搬入方法：草木処分の許可業者へ自ら持ち込む。

#### イ. 事業系ごみ

燃やせるごみのみ、市の委託業者が収集する。

その他のごみについては事業者自らが家庭系ごみに準じて処理施設に持ち込むことを原則とする。

#### 2) 中継施設

高島市環境センター（積替施設）

所在地：高島市今津町途中谷236番地

受入対象：燃やせるごみ

#### IV. 中間処理計画

次の処理施設において中間処理をする

##### ア) 市の施設

高島市環境センター（リサイクルプラザ施設）

所在地：高島市今津町途中谷236番地

処理方式：破碎 二軸せん断式破碎機、横型高速回転式破碎機

選別 磁選機、アルミ選別機、トルンメル、  
プラスチックボトル自動材質選別装置  
ガラスびん自動色選別装置

貯留 スtockヤード

処理能力：25 t/日（粗大・不燃ごみ 15 t/5h、資源ごみ 10 t/5h）

処 理 量：燃えないごみB類	収集分	193 t
資源ごみ	収集分	543 t
粗大ごみ	収集分・直接搬入分	875 t

残渣処分：可燃物

三重中央開発株式会社にて焼却処理

#### イ) 民間の施設

##### ①有限会社クリエイト・マエダ

所 在 地：高島市安曇川町下小川947番地

処理方式：破碎（チップ化）

処理能力：100 t/日（5時間）

処 理 量：木くず	市内搬入分	3,252 t
	市外搬入分	1,020 t

##### ②株式会社水口テクノス リサイクルセンター

所 在 地：滋賀県甲賀市水口町松尾362番地28

処理方式：堆肥化

処 理 量：生ごみ 65 t

高島市外の施設のため、施設の所在する市と事前に協議を行う。

##### ③株式会社エム・シー・エス 堆肥化施設

所 在 地：三重県伊賀市島ヶ原8801番地の8

処理方式：堆肥化

処 理 量：生ごみ 3 t

高島市外の施設のため、施設の所在する市と事前に協議を行う。

##### ④有限会社橋本燃料

所 在 地：高島市今津町今津230番地

処理方式：バイオディーゼル精製

処理能力：2000/日

処 理 量：廃食油 5,500ℓ

##### ⑤三重中央開発株式会社

所 在 地：三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地

処理方式：焼却

処理能力：318 t/日×2基

処 理 量：燃やせるごみ 12,790 t

残渣処分：焼却灰・ばいじん 三重中央開発株式会社

##### ⑥株式会社水口テクノス リサイクルセンター

所 在 地：滋賀県甲賀市水口町松尾362番地28

処理方式：小型家電リサイクル

処 理 量：小型家電 111 t

高島市外の施設のため、施設の所在する市と事前に協議を行う。

## V. 最終処分計画

次の最終処分場において埋立処分する。

### ①朽木不燃物処理場

所 在 地：高島市朽木荒川 1 1 1 9 番地

埋立面積：2,430 m<sup>2</sup>

埋立容量：5,368 m<sup>3</sup>

残余容量：1,548 m<sup>3</sup>

処 分 量：燃えないごみA類（朽木地域分）	収集分	10 t
	直接搬入分	4 t

埋立計画：サンドイッチ方式により埋立処分する。

### ②新旭不燃物処理場

所 在 地：高島市新旭町饗庭 7 1 7 番地

埋立面積：11,000 m<sup>2</sup>

埋立容量：209,618 m<sup>3</sup>

残余容量：74 m<sup>3</sup>

処 分 量：燃えないごみA類（新旭地域分）	収集分	27 t
-----------------------	-----	------

埋立計画：埋立処分する。

### ③大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎基地

所 在 地：兵庫県尼崎市東海岸町地先

埋立面積：113ha

埋立容量：16,000,000 m<sup>3</sup>

処 分 量：燃えないごみA類（マキノ・今津・安曇川・高島地域分）230 t

埋立計画：委託により大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎基地に搬入した後、埋立処分される。

### ④三重中央開発株式会社

所 在 地：三重県伊賀市予野字鉢屋 4 7 1 3 番地

設置許可容量：6,165,896 m<sup>3</sup>

処 分 量：焼却灰・ばいじん 640 t



## VI. 住民に対する広報啓発活動

- ①ごみの排出抑制や再資源化、ごみの分別方法などをパンフレットや広報たかしまを通じで周知を行う。
- ②公益社団法人高島市シルバー人材センターとの協働で、自治会や各種団体に対し生ごみの減量やプラスチックボトルの分別収集、ごみ分別方法についての環境学習会を開催する。

## (2) 生活排水処理実施計画

### I. 収集運搬計画

#### ①し尿

排出者の申出により、市の委託業者が収集運搬する。

搬入先：高島市M I C Sセンター（し尿・浄化槽汚泥処理施設）

#### ②浄化槽汚泥

排出者の申出により、市の許可業者が収集運搬する。

搬入先：高島市M I C Sセンター（し尿・浄化槽汚泥処理施設）

### II. 中間処理計画

次の施設において中間処理する。

#### ①高島市M I C Sセンター（し尿・浄化槽汚泥処理施設）

所在地：高島市新旭町饗庭3475番地5

処理方法：し渣等除去後、し尿については希釈し滋賀県琵琶湖流域下水道高島処理区高島浄化センターへ投入し、下水と共同処理する。(M I C S事業)

処理能力：し尿 8.63kl／日

浄化槽汚泥 25.2kl／日

処理量：し尿 1,632kl

浄化槽汚泥 4,409kl

残渣処理：しさ 0.6 t

三重中央開発株式会社にて焼却処分

### III. 住民に対する広報啓発活動

公共下水道整備区域のうち、供用開始区域において未接続者に対して、啓発指導を行い、公共下水道への接続を促す。

合併浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施について啓発指導する。